公益財団法人やまがた農業支援センター農地中間管理事業実施要領

制 定 平成26年6月20日改 正 平成28年4月1日

第1 目 的

この要領は、公益財団法人やまがた農業支援センター(以下「センター」という。)が定める「公益財団法人やまがた農業支援センター農地中間管理事業規程」(以下「事業規程」という。)に基づき農地中間管理事業の円滑な推進のため必要な事項を定める。

第2 業務の委託

センターは、農地中間管理事業を円滑に実施するため、別に定める「公益財団法人やまがた農業支援センター農地中間管理事業業務委託実施要領」に基づき、業務の一部を市町村等に委託するものとする。

第3 募集の区域の決定

センターは、市町村に募集区域の設定を依頼し、市町村からの報告を受けて、募集区域 を決定するものとする。

第4 募集の対象者

募集対象者は、原則として次の範囲の者とする。

- (1)「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心経営体
- (2) 認定農業者
- (3) 認定新規就農者
- (4) 農業経営基盤強化促進基本構想水準到達者
- (5) 担い手相互間又は、担い手と非担い手間での利用権の交換を行おうとする者
- (6) 新規参入者(企業参入含む)

第5 借受希望者の募集方法

センターは、市町村の協力を得て借受希望者の募集を行うものとする。

- 2 センターは、センターのホームページや市町村等の広報誌等への掲載により募集を行い、 借受希望者は、募集区域ごとに農用地等の借受希望申込書を市町村に提出するものとする。
- 3 市町村は、借受希望者から申込書の提出を受けた時は、業務委託先と連携を図り、必要 に応じて借受希望者と面談等を行い、申込内容等の確認を行うものとする。
- 4 市町村は、業務委託先と連携を図り、借受希望リストを作成し、申込書とともにセンターに送付するものとする。

第6 応募者の公表

センターは、応募内容から次の事項を整理し、センターのホームページ等で公表するものとする。

- (1)氏名又は名称
- (2) 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- (4) 借受けた農用地等に作付しようとする作物の種別

2 留意事項

借受希望者は、応募内容に変更が生じた場合又は取下げをする場合は、市町村に申出を 行うものとする。

第7 貸付希望者の申出

農用地等の貸付けを希望する農家は、貸付希望申込書を業務委託先に提出するものとする。申込内容に変更が生じた場合又は取下げをする場合は、業務委託先に申出を行うものとする。

2 業務委託先は、その申込書に基づき貸付希望リストを作成し、センターに送付するものとする。

又、業務委託先は、土地条件、位置及び権利関係等について事前確認を行うとともに、 貸付期間、賃借料等の交渉を行うものとする。

第8 農用地等の借受け、貸付けに係る調整

業務委託先は、市町村と連携し事業規程第10条及び第12条に基づき、借受希望者の優先順位を決め、借受希望者と順次協議し、貸付希望者とのマッチング案を作成し、選定理由を附してセンターに送付するものとする。

又、借受希望者が2人以上いる場合は、優先順位確認書を添付するものとする。

第9 農地中間管理権の取得

センターは、マッチングが成立した後、農地中間管理権の取得に当たり、業務委託先から次の書類の送付を受けるものとする。

- (1) 農用地利用集積計画書(各筆明細)
- (2) その他必要書類
- 2 センターは、農用地利用集積計画について、市町村長へ公告手続きの依頼を行うものとする。

第10 農用地利用配分計画案の作成

センターは、マッチングが成立した後に市町村に農用地利用配分計画の案の作成を依頼 し、市町村は、業務委託先と連携を図りながら、農業委員会の意見を聴いて、農用地利用 配分計画の案を作成し、センター及び業務委託先に送付するものとする。

第11 農用地利用配分計画の申請に必要な書類の収集等

業務委託先は、マッチングが成立した後、農用地利用配分計画に係る各筆明細を作成し、 借受希望者から同意を得て、農用地利用配分計画の申請に必要な次の書類を収集するもの とする。その際、業務委託先は、市町村(農業委員会)と十分連携するものとする。

- (1)農業経営の状況等
- (2) 法人の場合、定款又は寄付行為の写しや組合員名簿又は株主名簿の写し
- (3) その他必要書類

第12 農用地利用配分計画の決定及び承認申請

センターは、第 10 の案をもとに農用地利用配分計画を決定し、県に必要書類を添付して申請するものとする。

第13 農用地利用配分計画の認可の通知

センターは、県から農用地利用配分計画を認可する旨の通知があったときは、市町村、 業務委託先及び受け手に通知するものとする。

第14 賃借料の納入(受け手→ センター)

受け手は、賃借料を毎年11月20日までに、センターの口座に口座振替又は口座振込により納入するものとする。

ただし、契約月日が作物の耕作期以降である場合の1年目については、契約を締結した 翌年の11月20日までに賃借料を納入するものとする。

第 15 賃借料の支払い (センター → 出し手)

センターは、賃借料を毎年12月20日までに、口座振込依頼書により出し手の口座に振り込むことにより支払うものとする。

ただし、契約月日が作物の耕作期以降である場合の1年目については、契約を締結した 翌年の12月20日までに賃借料を支払うものとする。

第16 利用状況の報告

受け手は、毎事業年度の終了後3か月以内に貸付農用地等の利用状況を業務委託先に報告し、業務委託先はそれを取りまとめて、センターに送付するものとする。

第17 利用条件改善業務

当該農用地等が、センターに 10 年以上の設定期間で貸し付けられ、具体的な受け手が 決まっており、その受け手が利用条件改善業務を希望し、出し手及びセンターが了承して いる場合に限り、利用条件整備を実施するものとする。

ただし、簡易な条件整備のみとし、具体的な実施方法等については、関係機関と協議して決定するものとする。

第18 農用地等の管理

センターは、農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等を管理する必要が生じた場合は、農用地等を管理する者を選定し業務を委託するものとする。また、管理を行うに当たっては、費用の低減を図るため、当該農用地等を利用して農業経営を行うことができるものとする。

第19 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成26年6月20日より施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。